

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川東 祥次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成17年9月26日付け高財活第1012号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下の4件である。

- (1) 高松市瀬戸内漁業協同組合に無償貸与している土地（瀬戸内町523番，522番その他）についての高松市瀬戸内漁業協同組合への売却および有償貸付に関する一切の交渉記録の全部，ならびに交渉に関して作成しおよび取得した一切の文書その他の資料（図面類，写真を含む。）
- (2) 平成17年9月定例会市議会の議案第214号（民事調停の申し立てについて）の「民事調停申立書」の原本全部（別紙図面類を含む。），ならびに，当該申立書の作成に関する契約書および申立書作成費用に関する一切の会計書類
- (3) 平成17年9月定例会市議会の議案214号（民事調停の申し立てについて）に関する一切の起案文書およびその一切の付属資料
- (4) 株式会社 S-ACCESS と高松市瀬戸内漁業協同組合との間の一切の契約書類写し

対象行政文書について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部

公開および非公開（行政文書不存在）とした処分のうち、「市有地の貸付料および売払い価格」については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

なお、本件対象行政文書中、「土地使用貸借契約に基づく瀬戸内漁協センターの建物の適正使用について（決裁）」中の「土地使用貸借契約書」については、別案件の平成19年9月12日付け高財活第116号「行政文書非公開決定処分に係る変更決定通知」により既に異議申立人に全部公開されており、当該対象行政文書に係る異議申立てについてはその利益がないため却下相当である。

その余の異議申立ては棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成17年9月1日に、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく対象行政文書の公開請求があり、受け付けた。実施機関は、同月5日に一部公開および非公開（行政文書不存在）の決定をし、請求人に通知した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の非公開処分の取消しを求めて同月9日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由（却下相当内容除く。）

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 非公開部分について

ア 代理人および事業を営む個人の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとはいえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

イ 代理人の金融機関情報については、事業に係る金銭の出納に関する情報であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとはとうてい言い得ない。このため、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

ウ 貸付料および売払い価格については、契約、交渉または争訟にかかる事務に関し、市の財産上の利益を不当に害するおそれが生じる。

よって、条例7条5号に該当し非公開が相当である。

(2) 行政文書不存在について

「株式会社 S-ACCESS と高松市瀬戸内漁業協同組合との一切の契約書類写し」については、該当する文書を取得しておらず、行政文書不存在である。

5 審査会の判断（却下相当内容除く。）

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、「瀬戸内町所在市有地の有償譲渡等交渉にかかる代理人との委任契約」および「高松市瀬戸内町漁業協同組合に対する民事調停の申立てについて」の決裁文書であり、当時の決定においては、一部公開し

たものと不存在を理由に非公開としたものがあり、不存在とした請求内容については、該当文書を取得していないとの説明に不合理な点は見受けられない。以下、一部公開行政文書の非公開部分について検討する。

(1) 代理人および事業を営む個人の印影について

事業を営む個人の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められると判断するから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 金融機関情報について

金融機関情報については、事業にかかわる金銭の出納に関する事項であり、誰に開示するかは、当人の取引上の必要性から当人により決定されるべきものである。したがって、当人の意思に基づかずして、取引関係にない一般市民にまでこれを公開することは、当人が予定していることとはとうてい言い得ない。そうだとすれば、これを公開することは、当人の正当な利益を害すると認められるから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(3) 「市有地の貸付料および売払い価格」について

これらの情報は、民事調停における相手方への提示額であり、本件公開請求時点での本件民事調停は不成立となり、現在訴訟事件となっているのであるから、非公開とする理由はないと言えるべきである。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

別紙のとおり

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 7 年 9 月 2 6 日	諮問書受付
平成 2 0 年 3 月 2 8 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 2 0 年 6 月 1 9 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 7 月 3 0 日	答申案審査
平成 2 0 年 8 月 8 日	答申